

## 第8回柏崎市農業委員会総会議事録

- 期日 令和3年1月29日（金）
- 場所 本庁1階 多目的室
- 議案 議第1号 農地法第3条許可申請について  
議第2号 農地法第4条許可申請について  
議第3号 農地法第5条許可申請について  
議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について  
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について  
（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 本条地区）  
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について
- 報第1号 土地改良法第3条の規定による事業参加の申出について  
中鯖石南部地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業
- 報第2号 土地改良法第3条の規定による事業参加の申出について  
山口地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業
- その他 2月総会の会議開催予定日時  
第9回総会を2月26日（金）午後14時に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり  
並びに事務局職員  
開会 午後14時00分

霜田事務局長

定刻になりましたので、これより農業委員会の総会を始めさせていただきます。

お忙しい中、また今日は荒れた天気の中お集まりいただき、ありがとうございます。一時緩んだ冬型でしたが、今日明日、明後日にかけて暴風雪の予報がでており、除雪業務をされている方もいらっしゃると思います。日夜、市民の皆様のために頑張ってください、ありがとうございます。特に除雪についてですが、皆様事故に遭わないよう、事故を起こさないよう、十分に周りの確認をして取扱いに注意をして、仕事をしていただきたいと思います。

ていただきます。

霜田事務局長

ただ今から第8回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

石塚会長

皆様、お疲れ様でございます。初めての会場での会議となります。これからもおそらくここで開催されると思われれます。新庁舎はまだ分かりにくいところもありますが、業務の中でいろいろご利用いただくことがありますので、よろしく願いいたします。

事務局からも話があったとおり今日は荒れた天気で、私もここに来る途中、雪のためガタガタと運転で肩がこるくらいの悪路でした。それぞれ地域で除雪してくださっている方々に感謝申し上げます。早くこの季節が終わってほしいと思うところです。

皆様ご存知のとおり、生産収量目標の減少やコロナウイルスによる需要の減少等、また先般の研修会の中で鳥獣被害がどんどん増えているという話があり、市内でもシカが出たという広報がありました。農業においてなかなかいいニュースがありませんが、皆様ご自愛いただき春を迎え、またコロナウイルス収束も近いと思い、それぞれご活躍をいただきたいと思います。

スムーズな進行のご協力をお願いしたいと思います。それでは着座の上で進行をさせていただきます。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田事務局長

委員数は19人です。欠席報告2人、遅参と思われる者1人、現在の出席委員数は16人で、過半数であることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の出席数は24人です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第8回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、8番 笹川 宏委員、10番 尾崎 正俊委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

はい、事務局でございます。それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について、ご説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10aあたりの価格の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号1 高柳町岡野町字外ノ島〇〇番 田 651 m<sup>2</sup>。大字山本〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇。高柳町高尾〇〇番地〇 〇〇 〇〇。自作地の贈与。経営規模拡大です。

申請番号2 高柳町荻ノ島字前田〇〇番〇 外6筆 田 846 m<sup>2</sup> 畑 81 m<sup>2</sup> 計927 m<sup>2</sup>。千葉県八街市八街に〇-〇〇 〇〇 〇〇。高柳町荻ノ島〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。田 円 畑 円です。

申請番号3 大字枇杷島字鍋田〇〇番〇 外1筆 田 820 m<sup>2</sup>。北海道札幌市中央区北3条西26丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。田中〇番〇号 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号 4 大字吉井字丸山〇〇番〇 外 1 筆 田 1,344 m<sup>2</sup>。石川県金沢市金市町ハ〇番地〇 〇〇 〇〇。大字吉井〇〇番地 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の 1 ページをご覧ください。案件である申請番号 1 から 4 までについて、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の阿部係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。降雪により確認に手間取ることとなりましたが、地元の委員さんによる降雪前の現地の把握情報に加え、事務局にある航空写真や調査日における現地のは場の形状を踏まえて判断しました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 大字藤井字中道〇〇番 外 1 筆 田 194 m<sup>2</sup> 畑 6.61 m<sup>2</sup> 計 200.61 m<sup>2</sup>。  
埼玉県川越市大字平塚〇〇番地〇 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、平成の始め頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 田中字田屋ノ下〇〇番〇 田 21 m<sup>2</sup>。田中〇番〇号 〇〇 〇。駐車場。  
第 3 種でございます。

申請番号 3 西山町西山〇〇番〇 外 3 筆 畑 77 m<sup>2</sup>。西山町別山〇〇番地〇 〇〇  
〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、平成 10 年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第3号 農地法第5条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書3ページをご覧ください。議第3号 農地法第5条許可申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 大字小島字釜ヶ廻り〇番 畑 231㎡。大字小島〇番地 〇〇 〇〇。大字小島〇番地 〇〇 〇〇。倉庫。第2種でございます。申請地は、昭和55年頃より宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めます。

申請番号2 北半田一丁目字九反田〇〇番〇 田 415㎡。東京都墨田区本所一丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。扇町〇番〇-〇号 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号3 城塚字城塚〇〇番 外1筆 田 2,042㎡。春日二丁目〇番〇号 〇〇 〇〇 外1名。松美一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇。建売住宅6区画。第2種でございます。

申請番号4 大字南条字天神腰〇〇番〇 畑 511㎡。大字南条〇〇番地 〇〇 〇〇〇。大字北条〇〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号5 大字畔屋字堤尻〇〇番〇 畑 196㎡。西山町西山〇〇番地 〇〇 〇〇。大字畔屋〇〇番地〇 〇〇 〇。駐車場及び庭。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大久保二丁目字東〇〇番〇 畑 297 m<sup>2</sup>。駅前二丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇。当初、車庫及び駐車場としての利用を予定していましたが、これを取り止め、一般個人住宅及び駐車場として利用するものです。

申請番号 2 田中字田屋ノ下〇〇番〇 田 306 m<sup>2</sup>。田中〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇。当初、資材置場としての利用を予定していましたが、これを取り止め、駐車場として利用するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表 5 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 本条地区）」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書 5 ページをご覧ください。  
議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）  
（県営経営体育成基盤整備事業 本条地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積 田 4 筆 3,488.00 m<sup>2</sup>
- 9 関係人の数 受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）



10 実施地区 柏崎市

11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和3(2021)年2月18日を予定しております。

明細は6ページのとおりです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第5号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

事務局でございます。議案書7ページをご覧ください。

議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。

- 1 事業の区分 利用権設定等促進事業
- 2 利用権の種類 賃借権

- 3 利用権の設定・移転の別 移転
  - 4 権利の移転日 令和3(2021)年2月20日
  - 5 権利の終了日 明細表に記載のとおり
  - 6 対象農用地の面積 賃借権(一般分) 田 7筆9,032.00㎡
  - 7 関係人の数 受人3人、渡人2人、所有者4人
  - 8 計画変更の理由 明細表に記載のとおり
  - 9 実施地区 柏崎市
  - 10 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和3(2021)年2月19日を予定しております。
- 明細は8ページのとおりです。
- 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第6号について事務局の提案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第6号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に、「報第1号 土地改良法第3条の規定による事業参加の申出について 県営中鯖石南部地区 区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業」及び「報第2号 土地改良法第3条の規定による事業参加の申出について 県営山口地区 区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業」を、一括報告します。事務局の説明を求めます。

阿部係長

はい、事務局でございます。それでは、議案書 9 ページ及び 16 ページをご覧ください。  
説明の前に、議案書の訂正をお願いします。報第 1 号について、整理番号 31 所有者 ○  
○ ○○が、○○ ○○になります。

報第 1 号及び第 2 号 土地改良法第 3 条の規定による事業参加の申出について、ご説明  
いたします。

報第 1 号については、事業名は、「中鯖石南部地区 区画整理（経営体育成基盤整備  
「面的集積型」）事業」でございます。事業主体は新潟県でございます。

報第 2 号については、事業名は、「山口地区 区画整理（経営体育成基盤整備「面的集  
積型」）事業」でございます。事業主体は新潟県でございます。

中鯖石南部地区については 153 件、山口地区については 36 件の申し出がありました。

両地区とも、1 月 13 日付で、申請人代表から申出書の受付依頼が提出されたもので、土  
地改良法施行令及び同施行規則により、「申出書の提出があったときは、農業委員会はそ  
の受理から、7 日以内に、その申し出を承認するか否かを決定しなければならない」ため、  
会長による専決で承認とし、本日その報告をさせていただくものです。

なお、3 条資格とは、上段の枠の中に記載のとおり、土地改良事業についての意思表示、  
事業費等の負担、土地改良区の組合員資格等、土地改良法上の権利を有する資格を言い、  
その資格を有する者が 3 条資格者でございます。それでは、誰が 3 条資格者となるかで  
ございますが、「2 (1) ①・②」のとおり、農用地にあっては原則、所有者、所有権以外の  
権原に基づき耕作されている農用地は耕作者となります。ただし、②の下段のとおり、  
「所有者が農業委員会に事業参加の申し出を行い、承認された場合は所有者」となります。  
土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定によるものでございます。

手続きの流れについては、先ほども申しましたとおり、所有者が申し出をし、農業委員  
会が受理してから、7 日以内に承認の可否を決定しなければならないことになっており、  
農業委員会が承認したときは、公告をし、その公告により承認の効果が発生します。そし  
て、申出者に承認の通知をすることになっています。以上が手続きの流れとなります。

また、この事業の概要については、主管課であります農林水産課 農地計画係 若山係  
長から説明させていただきます。

若山係長

お疲れ様でございます。農林水産課の若山でございます。報第1号及び報第2号について、私のほうから説明させていただきます。よろしく願いいたします。

まず、報第1号 中鯖石南部地区の事業概要について、議案書15ページをご覧ください。こちらが中鯖石南部地区の計画概要図で、黒く色が塗られている箇所がほ場整備区域です。換地区の面積は79.3ヘクタール、整備面積は66.3ヘクタールへの実施を予定しております。総事業費は19億5800万円、工事雑費・事務費を含めると21億600万円を見込んでおり、事業期間は令和3年度から令和11年度までの9年間の予定です。担い手として、法人・個人併せて4経営体を予定しております。

続いて、報第2号 山口地区の事業概要について、議案書18ページをご覧ください。こちらが山口地区の計画概要図で、色が塗られている箇所がほ場整備区域です。換地区の面積は28.7ヘクタール、整備面積は24.2ヘクタールへの実施を予定しております。総事業費は6億2500万円、事務費を含めると6億5600万円を見込んでおり、事業期間は令和3年度から令和11年度までの9年間の予定です。担い手として、3経営体を予定しております。説明は以上です。

議長

ただ今の事務局からの報告説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

報第1号及び報第2号の報告を終了します。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

霜田事務局長

第8回農業委員会総会（R3.1.29）事務局事務連絡をご覧ください。

1 今後の予定

・米政策推進説明会

2月5日（金） 午後 柏崎市文化会館「アルフォーレ」 【中止】

例年アルフォーレや刈羽のラピカで行われていた農業者大会を、コロナウイルスにより米政策推進説明会ということに改め、人数も絞って開催するという内容で皆様に1月7日付けの文書で案内をしました。来週の予定だったことについて、急で申し訳ないのですが、中止の連絡がありましたので、ご了解をお願いします。

・第6回運営会議

2月26日（金） 総会終了後

運営会議の委員さんに出席をお願いします。新年度の業務計画について協議をさせていただきます。

2 「令和2年度7月豪雨災害義援金」の寄附金控除の手続きについて

確定申告が始まりますが、それに伴う寄附金控除の案内です。昨年に皆様からお一人1,000円いただき、秋に取りまとめて全国農業会議所に送金いたしました。別紙に寄附金控除の説明を付けましたが、一人2,000円を超える寄付が控除の対象であるため、皆様からいただいた義援金については、この寄附金控除の対象にはなりません。このような制度があるという紹介になりますので、ご理解をお願いします。

3 あなたの行動は大丈夫ですか？

いくつかの事案を付けました。皆様には当たり前のことで心配いらないと思うのですが、今一度、こういった事案があること、これは危ないとの認識をいただきたくて案内をしました。例えば、緊急事態宣言の中で国会議員が銀座のクラブに行っていたとの報道がありましたが、それは週刊誌の記事から始まり、要は誰が見ていて、何を通報されるかわからないということです。自分一人のことだと考えず、思いを巡らせて、してはいけないことはしないとの認識をお願いします。

事案の中に個人情報盗まれた、車上荒らしに遭ったとありますが、昨日の柏崎日報の記事にもあったように、車上荒らしが増えているようですので気を付けてください。ギャンブルや飲酒、異性問題などで信用を失墜させてしまうこともあります。誹謗中傷という根拠のないことや悪口を言って拡散させることも問題となります。

生意気なことを言わせていただきましたが、危ないことには近づかないということに、ご理解をお願いいたします。

4 第9回農業委員会総会

2月26日（金）13時30分から 農業委員さん 新庁舎4階 第3・第4会議室です。

そのほか二件ほど連絡がございます。

一件は、東京オリンピック・パラリンピックの関係で祝日に変更になります。皆様がお

持ちの活動記録簿セットと農業委員会手帳について、祝日が移動する特別措置法成立前のものですので、祝日の変更を記入してください。

もう一件は、令和2年度 定年就農者等実態調査の実施について、という文書を11月の総会でお配りしました。今まだ提出された方はいらっしゃいませんが、今日を期限とさせていただきますので、もし対象の方がいるようでしたら、取り急ぎ提出をお願いします。

事務局からは以上です。

議長

以上で本日の議案審議等は終了しました。

ご意見ご質問等ございましたら、発言をお願いします。各会議の代表者から連絡、報告等はございませんか。

議長

それでは、閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様でした。年末年始から中旬にかけての豪雪で連日難儀されたと思います。柏崎刈羽では約40棟の農業施設の被害があったようです。ハウスが潰れた、シートが破れたなどが中心ですが、これから春作業に影響が出なければいいと思っております。

先月にも少し話しましたが、国内の米の需要が非常に厳しい状況の中、県から各市町村に生産目標が配分されたということで、柏崎刈羽はどんな数字かと振興局で話を聞いて来ました。県平均としては15%くらいの削減ということです。例年ですと米の検査実績に応じて翌年の配分が決まるので、一所懸命転作をして、なるべく米を作らないようしていた地域は当然検査数が少ないため、翌年さらに配分が減らされるという矛盾が、正直者が馬鹿を見るようなことがあるのですが、今年の配分についてはそこが少し見直され、柏崎は県内ではわりと減少率が少なく8%くらいということです。それでも面積で換算すると柏崎で200丁歩、刈羽で30丁歩という大きな面積で主食米を削減しなければならない状況なので、他人事と思わず、少しずつ主食米を作らない方向に作付けを計画していただくことが必要かと考えます。国はこのための補正事業として、新市場開拓に向けた水田イノベーション事業や、麦大豆の収益性・生産性向上プロジェクトを準備しています。一般の農業者として中身を見ると、首をかしげてしまうような内容ではあるのですが、主食米が非常に厳しい状況にあるということにご理解をいただいて、春からの計画に反映していただ

ればと思います。

2月5日のアルフォーレで予定していた説明会ではこの話を中心になるような、皆様に協力いただきたいというような内容だったのではないかと思います。紹介させていただきました。以上です。

閉会 午後2時50分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_